

おる。イギリスだってアメリカだってそうです。イギリスのようなところは不成文憲法ですから、もし憲法を勝手に解釈するなだにでも解釈できる。けれども、憲法問題に關するあらゆる法律は国会だけが取り扱う慣例になつてゐるわけですね。日本國憲法はアメリカのものを模範としてゐるのは間違いないのですが、アメリカの憲法の条文を調べてみても、政府が憲法問題に對してはちばしを入れるというところは絶対にないだらうと思ふのです。だから、内閣が憲法問題に干渉しを入れるというものは憲法の原則に反してゐる、こう思ふのです。ところが、七十二条をもつて内閣にも提案権があるというふうなことは、これは絶対に間違ひであるというふうな解釈するわけなのです。それはこの前も清瀬さんとの問答のときにも私申し上げたのですが、政府の権限を制約するために憲法が制定されておる。ところが制約される政府が憲法問題の原案を作るといふふうなことは本末転倒しておるのである。これは絶対に間違ひだと思ふ。これは討論のようになりすすけれども、憲法の一一般原則からいって七十二条によつて内閣に提案権があるなどというものは理論的にいっても矛盾しておるし、また實際問題としても主権在民の憲法をとつてゐる外國の例からいっても、これは間違ひだと思ふのです。こういうのはつきり規定してゐない場合は、これはあくまでも法律的には立法府のみが憲法の問題に口ばしを入れることができるのであつて、内閣が口ばしを入れるのは明瞭に憲法違反であると考えゐるのですが、七十二条を持つて参りまして内閣に提案権ありと言ふがごとき

は、そういう解釈をして鳩山首相の閣僚は、憲法改正の提案権を内閣に置いては、これはどうも法制局あたりの三百代官的解釈がこういふふうな憲法違反をやつて平氣であるというところになるのじゃないかと私は思ふのです。あなたの言ふこと自身も憲法の原則からいって、これは原則はきめるべきであつて、これを言つてゐるんですから、憲法の原則からいけば当然これは立法府以外にはやれないと思つてゐるのですが、私法律のこととはよくわからぬので、もう一度はつきりあなたからお聞きしたいと思ふのであります。

○林(修)政府委員 實際問題として、將來の日本の政治の慣行が果してどういふふうに行くかといふことは別問題として、特に理論的な問題についてだけお答えいたしますが、現在の憲法改正の議案の提案については、御承知だと思ひます。第一は、法律案についても内閣に提案権がないという考え方、それに立つて當然憲法改正の議案提案権がないという考え方が一つございます。それから法律案については内閣の提案権は認められなくても、憲法改正については提案権は認めない、さらに第三の説としては、法律案についても認め、憲法改正についても認めるという三つの説がございますが、私も私としては最後の説が一番合理的だと考えておるものであります。その理由としましては、先ほど申し上げました通りに、憲法九十六條の文句そのものからは、実はそれが憲法改正の議案を国会に提案するかどうかといふことは、直ちに於てこなる。従ひまして他の憲法の条文なり規

定の趣旨とするところから解釈しなればならない。それにつきましてはこれらの憲法の趣旨は議院内閣制の建前をとつておられます。憲法七十二條というものがございまして、内閣が法律案、予算その他の議案を内閣を代表して總理大臣が出すことを認めておる。そこから考へて、憲法改正の議案だけ提案権を認めない、それを区分けして解釈すべきものじゃないのではないかと考へておられます。憲法改正の議案を提案することはあくまでも提案権でございまして、それについての御決定は、あくまでも国会の両院の総議員の三分の二の議決でなされるわけでありまして、その提案をだれがするかとこのことについて、憲法改正の場合とその他の法律案、予算の議案といふものとを、しかく嚴格に區別するだけの理由はないのじゃないかとわれわれは考へておられます。先ほど申し上げましたように、実は今の憲法からいって法律案についても内閣に提案権を認めない、憲法改正の提案を認めないという説もございます。これはただいまの憲法の解釈としては、私も私どもは取り得ないのじゃないか。第二の法律案の提案は認めるけれども、憲法改正の議案だけは認めないといふのは、今申し上げました理由で、それだけの根拠はないので、従つて法律案の提案権が内閣に認められておると考へる。それからまた今の内閣制度がアメリカのやうな完全な三權分立ではございせん、いわゆる議院内閣制度をとつております。衆議院を基礎として内閣制度ができておる。この建前から申しまして、内閣に憲法改正の議案の提案権を認めることが、しかく条理に反するといふ

ことではないかと私も考へております。むしろ憲法七十二條等の規定から申せば、當然理論的には認めてしかるべきものと考へるわけではございせん。實際の慣行上はいかなる取扱ひをするか、あるいは政治慣行上いかなる取扱ひをするかといふことは、これはまた別問題でございまして、それはそのときどきの考へ方あるいは政治慣行でございまして、私には思ふわけではあります。理論的には今申しました通りに、内閣に憲法改正の議案の提案権を認めないという根拠はどうも出てこないと思つておるわけでありまして。

○稻村委員 議院政治だから内閣に提案権を認めるのが妥當である、こういふお考えですか。

○林(修)政府委員 憲法七十二條の趣旨から申しまして、これはアメリカのやうに完全な三權分立の建前で申せば、アメリカでは行政府は一切の議案の提案権を持つておりません。すべて議員の提案でやるわけでありまして、日本の憲法の制度は衆議院に基礎を置きたいわゆる議院内閣制度をとつております。イギリス流の考へ方ではございせん。そういうところから申せば、内閣が提案権を持つといふことは、しかくこの憲法の趣旨からいつても条理に反することではないわけでありまして、また憲法七十二條は明らかに總理大臣が内閣を代表して議案を国会に出すことを認めておられます。この議案の中には予算案はもちろんのこと、法律案の入ることも一般に認められておるわけでありまして、同様な理由で憲法改正の議案が入らないといふ根拠はないのじゃないか、逆に申せば入る、かように考へるべきものじゃないかと考へておるわけではございせん。

○稻村委員 一体法律といふものはやはり實際の政治的ないろいろな習慣とかいふふうなものを考慮の上に適用を考へなければならぬと思ひます。単に条文から解釈できないと思ふのです。今あなたのおっしゃるやうに、なるほど日本はアメリカのやうに三權分立はつきりしてゐない、その点はこの前にも私清瀬さんとの問答のとき申し上げたのですが、アメリカはつきりしておる、ところが日本はそれがつきりしてゐない、イギリスと同じ議院政治です。従つて議会の多数の代表者が内閣を組織するといふわけですから、そこで立法府の多数の代表者が同時に行政府の実権を握るわけなのです。それがアメリカと少し違ふところ、そこで非常にあいまいになつてくる。憲法の精神からいへば、そういう精神から法律の適用を考へるのは當然なのです。それなら議院制といふものがこの基本的人権をじゅうりんすることがないかどうか、こういう点をまず考慮しなければならぬので、これは君主とかあるいは大統領といふものが勝手に独裁権をふるうことができるという場合はむしろ危険です。危険ですが、だからアメリカでは三權分立をはつきり規定してゐるわけなので、あれだけアメリカ大統領が絶大な力を持つておつても独裁政治になることを防ぐのは、やはり立法府もしくは立法権、司法権が厳然と獨立をしてゐるからなんだ。ところが日本とかイギリスの場合においては、多数の代表者が同時に行政権を握る。これは場合によつては非常に強いものになるわけですね。ヒトラーの場合はワイマル憲法の破壊も何もしないのですから、これは暴力で

とったわけじゃない。議会の多数党として政権をとった。そうして絶大な権力をふるって、行政権を握ると同時に實際上立法府の権限を全く奪ってしまった。こういうふうな独裁政治が生れるわけだ。憲法国家としてむしろ多数決に従うのが民主主義の原則であるが、しかし多数派が少数派の人権を蹂躪したり基本的人権を蹂躪していいはずがない。これは多数派独裁です。レーニンが多数派独裁を唱えた。それがブルジョア・デモクラシーをくつがえしたのです。これは多数派独裁の議論です。これはやはり少数派の人権を蹂躪することになるのです。憲法は少数派の人権を守るのが憲法だと私は思う。そこで議院内閣であるからといって、多数党が横暴することはどうしても阻止しなければならぬ。そういう立場から多数党政府といえども憲法問題に対して容喙するということは、憲法制定の精神に反すると私は思う。すなわち政府の権力を適當の度合いにおいて制約して、少数派といえども、少数派の個人でも、その自由を守るといふこの憲法の精神に全く反しておると私は思う。内閣が提案する、憲法問題に容喙するということは——だから議院制であってもイギリスでは、先ほど申しました通り、不成文憲法ですから、解釈によってどのような解釈もできないことではないわけだ。ところが憲法上の規定に対しては、御存じの通り、イギリスでは議院以外に絶対に容喙しないことが慣例になっておる。それが議院政治の常道からいっても本旨である。それを七十二条を持ってきて内閣に提案権があるというがごときは、三百の議論だと私は思う。そういう法

制局の解釈が内閣をして、鳩山首相をして憲法違反をやらしめる原因であると私は思う。その点ほどあなたの方注意してもらいたい。

○林(修)政府委員 ただいままで私が申しました解釈は、決して政府の独善的解釈と思っておられないわけでごさいます。これは先ほど申しました通り、御存じのように、憲法九十六条の憲法改正の議案の提案権をめぐっては幾つかの説があるわけでごさいます。私が先ほど申し上げましたような説が、これは学界におきましても比較的多数説だと私は存じております。そういうところからこのお説は私は合理的なものとは考えておるわけでごさいます。決して独善的に憲法を解釈し云々という考え方からいっているわけではないことを御了承願いたいと思ひます。これは結局内閣がかりに提案いたしましたも、決して国会の権限を奪うわけでも何でもないわけでありまして、この出た議案につきましても、九十六条の規定によりまして、両院議員の三分の二の賛成をもって議決しなければ、憲法改正の国民に対する発案はいかにしても成立しないわけでありまして、かりに内閣が議案を提案するということを確認して、それが直ちに国会の権限をどうしたということにならない、かように考えておるのであります。今のは法律論でそう申し上げたのであります。実際論といたしまして、これは御承知のように、今の内閣といふものは議院内閣制でありますから、実は国会の多数党と内閣は表裏一体のものでございます。従いましてあるいは閣僚が議員として提案することもあるんでござるわけでありま

す。そこに実は議院内閣制のもとにおきましては内閣が提案すること、議院の多数党が提案すること、實際問題としてはあまり差がないのではないかと。もっぱら理論の問題だろうと思ひます。理論的には、先ほど申しましたように、今の憲法の解釈としてはそれを排除するものはないというのが、私としては正しい解釈だと考えております。

○稲村委員 幾ら言つてもこれは並行線で解決のつかない問題であります。むしろ内閣が原案を作つて提案したところで、これは議会の三分の二の賛成がなければ提案できないのですから、それはわかつておる。わかつておるけれども、實際上政治の面からいいますと、これはたとへば過去における政党内閣の全盛時代、いわば多数派独裁の横暴の事実があったわけですね。それが日本の憲法政治を——たとへば明治憲法でも、これはやはりほんとうに正しくこれを守つていつたならば、あのような日本の政治の悲劇はなかったと思ひます。それを多数派独裁で勝手なことをやるものだから、ああいうふうなことになると思ひます。なるほど衆議院の三分の二の賛成がなければこれは提案できない。それはわかり切つております。しかし實際問題としてこれは多数派の首領が政権を握つて、それによって勝手なことをやろうと思へば何でもやるわけですね。党議によって勝手なことを押さへ、そうして勝手なことをやる、こういう事実は、事実上ウィマル憲法下におけるヒトラーの行動がそうであつたわけですね。そういうことを防ぐのが憲法ではないか、こう思ふので

す。従つて何度も繰り返すようにですが、イギリスのような国は、立法府以外に憲法問題に干渉しないことになつておる。政府の権限を制約するための憲法であるのに、政府が憲法問題に容喙する、原案を作るといふことは、これはもう本末転倒して、間違ひなんです。憲法の精神に間違ひしておる。条文の解釈からいへば、なるほどいろいろな理屈もあるだろうし、三つの説があるでしよう。日本の学者もそういう説をとつておる人があることは私も知つておりますが、しかし憲法の精神からいへば絶対にこれは間違ひである。おそろく主権在民の憲法を持つ国においては、憲法が簡単に改正できるやうになつてゐる国は、ニュージーランドとかどこかあるだけであつて、他はほとんど御承知のように硬憲法といつて、憲法の改正はなかなかできないやうにしてある。それはできないものであつても、権力を握つたものが勝手な解釈によつて憲法を蹂躪したり、少数派といえども国民の自由を蹂躪しないやうにしてあるのが、各国の主権在民の精神だと思ひます。それで今あなたが言われた三つの学説のうち第二番目の学説が、一番憲法の歴史、慣例に適合したものだと思ひます。そして三百の議論をもつて——三百的といふか、そういう解釈をしている人も日本の学者にあまりすけれども、それは憲法の歴史とかそういうものを知らないとわいわけではないが、そういうことを無視した議論であると私は思う。このごろ憲法違反の事実が非常に多い。憲法に違反して平氣でおるので

す。これは最も悪いことなんです。立憲政治家としてこれくらい悪いことはない。そういうふうなことを平氣でやられるのでは憲法があつても何にもならない。そういう意味からいへば、意味においてても政府の権力を制圧するために憲法が制定されたのに、制圧されるべき政府が原案を作るといふことは絶対に間違ひである、こう考えるのであります。七十二条の適用はあなただの法律理論であつて、憲法の実論でない、こゝろ私に考えるのです。それに對しましてもう一度あなたのはつきりした御意見を承りたいと思つております。

○林(修)政府委員 わが国の憲法の解釈といたしましては、今まで申し上げたことを繰り返すほかにと思ひわけでごさいます。日本の憲法の趣旨から申しまして、この改正事項をきめておられます。憲法九十六条ではこの提案権のことについては直接に触れておらない。結局憲法の他の条章の規定、あるいはその趣旨から解釈するほかないと思ひわけでありまして、それにつきましては憲法七十二条が一つのよりどころになるわけでありまして、これで内閣にも議案の提案権を認めておる以上、これについて憲法改正の議案だけを排除する理屈は憲法の条章からも出てこない。その根拠としては先ほど申し上げましたように、内閣が議院内閣制で、結局国会における多数党を基礎としてできておる。決して、非民主的な行政権といふものが今の日本の憲法でできているわけではないのでありまして、すべて国会の信任のもとに議院内閣制という制度になつており、内閣に提案権を認めることが憲法の趣旨にそつら

反

するものでもないと思ふわけであり
ます。まして七十二条の根拠もある。
こういふ考え方で先ほどから申し上げ
ておるわけであり。もちろんこの
憲法の原則が民主的な基礎に立つてお
ることは、これはもう申すまでもない
ことであるが、そういうことから
申しまして、必ずしも内閣に提案権を
認めることが著しく文理上反するとい
うことにはならないと私は思ふので、
これはあるいは見解の相違になるかも
しれません、そういうふうに考へて
おるわけであり。

○飛田委員 ちよつと関連して……
今の稲村さんの問題に関連して私も
ちよつとお伺ひしたいのですが、憲法
九十六条それ自体からは、いずれに提
案権がありやを判定することは不可能
だ、こゝあなたは今おっしゃるのです
が、私はそれは思ひません。とい
うよりはむしろこの憲法をもう一度読
んでいただきたいと思ひます。九十六
条を読んでみますと、「この憲法の改
正は、各議院の総議員の三分の二以上
の賛成で、国会が、これを発議し、国
民に提案してその承認を経なければな
らない。」こう書いてあるわけ。こ
こでは発議という行為と提案という行
為とを二通りに厳格に分けて規定して
いるわけ。もしあなたのように、
内閣にも国会に対して提案権があるん
だということになれば、そしてそれを
承認するかしないかは議会の自由だ、
議院がこれを承認すれば国民に提案し
てよろしいんだ、従つて議会の権限を
侵すものではない、こゝおっしゃるな
らば、「国会が、これを発議し、」とい
う言葉は要らないはず。各議院の
総議員の三分の二以上の賛成で国会が

国民に提案して、その承認を経なければ
ならないと書いても十分に意味がわ
かるはず。ところが、特に「これ
を発議し、」と入れておられるところにこの
九十六条を厳格に解釈していくべき手
がかりがあるわけ。もしそうだと
すれば、「これを発議し、」という言葉を
重点的に特に入れた意味を考へてい
ただきたい。そういたしますならば、
発議という行為がどのようなことを意
味するかと申しますと、発議という言
葉の中には当然起草と、これを言い出
すことと、両方を含むはず。そう
いう意味でこの九十六条それ自身が、
いずれに憲法改正案を提案する権利が
あるかをのぞから決定しているはず
です。こゝいう点でもう一度発議と承
認との二つを厳格に分けたところか
ら出發させて御説明いただきたいと思
ひます。

○林(修)政府委員 九十六条の条文
は、ただいまお読み上げになりました
ように、国会が両議院のそれぞれ三分
の二の賛成をもつて発議し、そして
国民に提案するといつておるわけ。
す。こゝにいつておられます発議とい
う言葉は、あくまで国会対国民のこと
としてこれを書いてあるはずだと私は思
うわけ。先ほど申し上げました説
もそういう説をとつておるわけであ
ります。従ひまして、これは国会法等で
は、ある場合には議員の方が国会に議
案を提案されることについて、この発
議という言葉を使つておられる場合もご
ざいますけれども、この憲法の九十六条
の規定は、あくまでその文理解から
申せば、国会が国民に発議し、提案す
るといふことに書いてあるわけ。す
それについては三分の二の同意が要る

といふことになるわけであり。こ
この発議を今おっしゃいました提案の言
葉まで広げて考えますと、結局憲法改
正の議案を国会に出すについても三分
の二の賛成がなければならぬ、こゝうい
ふふに文理解上なつてくるわけであ
ります。それはではないか。憲法の解釈とし
ては不自然ではないか。議案の提案に
ついて三分の二の同意を要するものと
は書いてないではないか、つまり国会
が国民に対して発議し、提案する議案
をさめるにいつて三分の二の同意
が要する。従つてそこについておきま
す発議は、国会が国民に対して提案す
るものを決定する、そういう意味の発
議と、こゝ読むべきものだと考へるわ
けでございまして、その前提としての
議案の提案といふことは、この発議と
いう言葉の中に入つておられないも
のだ、かように考へるわけでありま
す。

○飛田委員 今発議といふことは国
会と国民との関係だと、こゝういふふ
におっしゃつたのですが、結局それは
先ほど僕が第一に発した疑問のよう
に、発議と提案といふものを二つに分
き分ける必要が一体どうしてあるので
すか。発議が国民と国会との関係であ
るならば、提案もまた国民と国会との
関係でなければならぬはず。二
重にその議論をここで展開する必要は
ないので、これはともかく発議と提案
といふものとは別個の関係であつて、発
議それ自身の中には提案権を含む、場
合によつては調査権までも含むとい
ふに解釈していかなければ、その文
理を正確に解釈できないじゃないか、
こゝ私たちが思ひますが、いかがで
しょう。

○林(修)政府委員 ここで発議とい
つておられますが、国会が国民に提案す
べきものとしての意思を決定するとい
う意味で、発議といふ言葉を使つてい
ると思ひます。それで国会が意思を決定
したものを国民に提案する、こゝうい
う意味で、発議し、これを提案するとい
う言葉を使つておられるものと考へま
す。発議といふ言葉は国民に対して提案す
べき憲法改正案を国会が意思決定を
する、こゝういふ意味で使つておる。そ
れ以上に出ないものと、かように私は
考へるのでござい。

○飛田委員 それならば発議し、と
いう字はなくてもよいのですか。
○林(修)政府委員 国会が三分の二の
同意をもつて意思を決定する、こゝう
いふ意味にこれを使つておられるものと
考へるわけであり。しかし直ちに
「提案して、」と書くといふまいにな
るわけ。こゝういふ意味は、国会が意思
を決定して、しかる後にこれを国民に提
案する、こゝういふ意味としかこれは読
みようがないと考へるわけ。こゝうい
ふものはこゝに入つてくる、これは文
理解釈から申しまして、これを必ず
しもそう読めないじゃないか、いささ
か不自然じゃないか、かように考へて
おるわけであり。

はつきりとつかんでいかなければなら
ないはず。ところがあなたの提案
権に關する御説明を承つております
と、国会がこれを発議し、こゝういふ
言葉は、こゝういふ言葉は通過するこ
とになります。こゝういふ言葉は無視し
ていくような解釈が正しいものであり
得るかどうか、私ははなはだ疑問だと
思ひます。こゝに先ほどのあなたの御説明
は、発議といふのは国会と国民との関
係だ、こゝういふふうにおつしやつたが、
二度目の御説明によると、発議とい
ふのは国会が国民に提案すべき原案を定
めることだ。そしてその原案は、さら
に国民に提案するといふ特殊の行為を
待つて初めて国民との関係が具体的に
生じてくるのだ、こゝういふような御説
明でしたが、前の説明とあつた説明と
違つていないですか。むしろこの発議
といふことは、国会が原案を定めること
だといふふうには言われた。そ
のことが正しいはず。原案を定め
るはずだ。原案を定める行為だといふこ
との中に、当然起草とその原案を決定す
ることと二つを含むといふのは、少く
とも法律常識からいつて正しい解釈
じゃないか、こゝういふふうには私たちが
思ひます。どうでしょう。

○林(修)政府委員 どうもそうなら
ないと思ひます。こゝういふと、発議、提
案といふことが国会対国民の関係であ
ることは先ほど申し上げた通りでござ
います。しかしそれを分けて考へる
ば、まず国会が自分の国民に提案す
べき憲法改正案を意思決定して三分
の二の同意をもつて両院がこの憲法改
正案を議決すれば、それによつて国会

ことになるわけであります。その発議というのは、あくまで国会が国民に提案すべき案をそこで確定するという意味にこれは使つてあるもの、やはり国会対国民の關係で使つてあるもの、かように考えます。国会がそういう議案を確定するにつきましたものととなる議案をだれが出すかということは、この発議という言葉には含まれない。これは別の規定から解釈する、かように考えるのが九十六条の文理から申しまして私も私は自然であると考えております。

○飛鳥田委員 この問題は水かけ論ということにしておきましょう。それじゃさらに一歩進んであなたは憲法第七十二条で、内閣は提案ができる、こゝういふお話でした。同時にまたこの七十二条だけではわからないから、いろいろな諸關係の法案を見て決定する、こゝういふお話でした。それじゃ伺いますが、憲法七十二条を有権的に解釈したものと、内閣法第五条があるのじゃないですか。

○飛田委員長　そこで私は清瀬先生とあなたに伺いたいのですが、七十二条の有権的な解釈として内閣法五条が——これはあなたと私の間に意見の違いはない。もしそうだとした場合に法律案、予算案その他の議案というふうにならうと並べて参りましたが、「その他の議案」などという言い方の中に憲法改正の提案を含めたような、そういう各国の解釈なり、あるいは法案があるならお聞かせをいただきたい。少くとも私たちが長年日本の法律を講んで参りまして、何々その他の議案と

か、その他の問題とかいふ場合には、この「その他」ということの中にはきわめて軽微なものを含ませるといふのが常識です。ところがこの「その他」といふ言葉の中に日本の国の運命を左右するかもしれない憲法改正案などを含ませるといふことが法律の常識としても——いや、それよりも下って国民の常識としてもあり得るかどうか、こんなばからしいことをおっしゃるから私たちが納得しないのです。もし世界の

るに、普通起らないようなことを「その他」という言葉に含めることは、これは立法技術としては幾らもあることであります。

それからまた憲法の規定の七十二条の解釈から、先ほど申しましたのは、私は当然これは入るものと言っているわけであります。それをまた内閣法で排除するということはできないはずであります。憲法上入ってくるものを内閣法の規定によって排除する、あるいはつけ加えるということはできないはずでございますして、当然これは憲法の

規定を受けて書いてある規定でござい
ますから、憲法の解釈から入るものを
ここで排除したということにはならな
い、かように考えているわけでありま
す。それでこの憲法改正云々というこ
とをここに書きませんでしたのは、先
ほど申しましたように、これは通例起
ることでございませぬし、きわめて
異例のことでございますので、ここに
明らかに書くことは果していいかどう
か、そんな配慮もございまして、これ

常ないことだといって、その他の中にほらうり込んでしまおうとするのです。が、冗談を言ってはいけません。憲法を改正する可能性があることはちゃんと憲法九十六条に書いてある。予想できるのです。憲法を絶対に改正しないというこゝとはないのです。そのために憲法九十六条はあるのです。従つて憲法九十六条は日本の法体系の上から、改正という事態が絶対ないというこゝを言えないことを証明している。それではその他の起り得べきことを予測できないものの中に入れることは不可能で

す。同時にまた稀有であるからこれを規定しておかなかったというのは、それこそ今稻村先生の言われた三百代言的な理屈じゃないですか。私たちはナポレオン法典が時代とともに百年間のよわいを保ったということを知っております。なるほどナポレオン法典ができましたときには、風車小屋と馬車しかなかった。ところがその後自動車ができ、飛行機ができた。そういうもので、やはりその他というような意味でく

らもあります。順守ということ、これを守つてたがわなないというだけでなしに、大事にしていくということを含んでいるはずで、ところが文字の枝葉末節にこだわるつもりはありませんが、日本国の根本的な精神を規定すべき憲法を、「その他などというものの」の中に入れて平然としていらつしやるのか、これ何いいたいと思ひます。

○林修 政府委員 内閣法第五条が憲法七十二条を受けていることは、先ほども申し上げた通りであります。また七十二条に入るものを内閣法第五条が排除することのできないことも当然

然でございます。憲法七十二條の解釈としまして、先ほば来申し上げました通りに、私どもとしては、また一般の多数の学説としては、憲法七十二條等を援用いたしました、内閣にも憲法改正の議案の提案権があるという解釈をしておるわけであります。そういう解釈が憲法上成り立つ以上、内閣法のみによつてそれを排除することは考えられないことであります。内閣法は当然そういうものを受けて書いてあるわけ

もう一つは、こういうことを申し上げたい。内閣法制定の当時は、まだアメリカの占領下にございまして、そういうときの情勢ということも、一つの配慮の中にあつたことは御了解願つておきたいと思ひます。

○飛鳥田委員 問題をさらしたりずらしたりしやうだめです。もつとぶつつけ合つて、焦点を合して質疑をするなり議論をしたいと思ひます。

先ほどあなたは、憲法七十二条の有機的な解釈として内閣法五条がある、こつちがこつちのだから、そのこつちについて意見が一致したのです。もしそれならば、内閣法五条で「法律案、予算その他、この「その他」の中に憲法を入れるのはおかしい、こつちうことになつてくれば、七十二条を解釈して内閣法五条を作るときには、憲法改正のための草案を提出する権利を内閣に認めなかつたんだ、こつちいかなければならぬはずでしよう。それならば政府は、この内閣法の第五條の改正を提案しなければならぬはずでしよう。ところが内閣法の五條をほうつておいて、こつちで都合が悪くなるこつち逃げて込んでくる。この前受田さんが七十二條について質問をしたときに、あなたは内閣法五條のところに逃げ込んで、「法律案、予算その他」の「議案」の「その他の議案」の中に入ります、こつちうふうにあなは説明して、こつち逃げて込んだじやないですか。今度はこつちから僕が追いつけると、こつち逃げていつて、内閣法五條は必ずしも七十二條の全部ではない、排除できない、こつちうふうな追つかつてこみたいな議論はよしませう。

しょう。僕があなたにはつきり伺つておきたいのは、「その他」という言葉の中で、憲法改正案などを取り扱うよりな世界の各国の例があるかないか。当然あなたは、世界の各国の例についてお調べになつてゐる職制上の義務があらう。日本で世界の歴史に上まつて以来の珍無類の例を、こつちでお作りになるのかどうか、教えていただきたい。これは清瀬先生にも教えていただきたいと思ひます。

○林(修)政府委員 外国の例につきましても、それぞれの各国の立法例もあることであつて、一機に申し上げられぬと存じますが、日本の今の内閣法の解釈といたしましては、決して私は憲法の解釈と内閣法の解釈をあつちこつちにしてゐるわけではございせん。「その他の議案」の中に入ること、内閣法の中に入ること、このことを最初から申し上げておるわけでございます。これは憲法七十二條の解釈として、こつちうものが入ることが排除されてゐない以上、内閣法も当然こつちうことを予測して書いたもので、こつちうことを申し上げておるわけでありませう。決して内閣法に入らないといふようなことを言つておるわけではございせん。「その他の」といふ言葉は、これは法文の解釈といたしまして、当然にこつちうものを含み得るものだ、それをあげたことがいいか悪いか、立法技術として、あるいは立法政策としての御議論はあらうと思ひますけれども、それをもつて直ちに内閣法がこれを予測してゐなかつたものだといふことにはならないものだ、かように考へてゐるわけでございます。

○飛鳥田委員 一つ文部大臣に教へていただきます。

○清瀬國務大臣 政府委員のおつちやつた通りで、別段新たにつけ加へることはございせん。ただし、もし申し上げるならば、国会が国民に発議するまでに、その案を三分の二以上で決するのでございます。これは九十六條にありますが、三分の二以上で決するといふのは、だれかが議案を提出しなければなりません。今日の議事法では国会に議案が提出されるのでありまして、こつち七十三條には「内閣を代表して議案を国会に提出し」とありますから、国会に議案を提出する権能はやはり内閣にあるものと私は信じております。

○稲村委員 関連して……これは私この前も清瀬さんと議論したいになつたんですが、しかし清瀬さんは憲法学者であり法律学者なので、私は法律は何も知りませんが、これはどうもおかしいんです。憲法は国民が政府の権限を制約する目的で制定されたものであることは間違いないと思ひます。こつちうすれば、いかに議院政治でも、制約されるはずの政府がみずから原案を作るといふことはどうもおかしい。これはちやうどどろぼうが窃盗罪の原案を自分で作ると同じことなんですよ。そんなことは絶対にないと思ひますが、どうですか。清瀬さん、こつちうお考えになりませんか。それはこつちうさつち言つた通り、多数党政府だと横暴なことをやるから、それを制約するための憲法でしよう。その憲法の原案を政府が作るということは、どろぼうが窃盗罪の原案を作ると同じですよ。そんなばかな話はあつたものじやない。

○清瀬國務大臣 たとえをお引き下さるから、私もたとえを引くことを許して、私を成敗して下さい。自首して、私を成敗して下さい。今、内閣は議院内閣で、決してどろぼうの立場でありませぬので、ある意味においては議院の代表者とも言へる。しかしながら昔はそつちでなかつた時代がありまして、憲法の発達はむしろ政府の横暴を防ぐにあらう。こつちう時代でも、政府がそのあたことはあつた御承知の通りでございます。こつちう時代でも、政府がそのあたことはあつた御承知の通りでございます。こつちう時代でも、政府がそのあたことはあつた御承知の通りでございます。

○稲村委員 それはこつちう古い時代、おくれた時代にはこつちう事実があるでしようが、いやくも主権在民といわれるこの憲法のある国においては、こつちう例は絶対にないと思ひます。これは議論になりますけれども、どんな理屈を持てきまして、権限を制約されるはずの政府がその憲法の原案を作るといふことは、これは憲法違反ですよ、間違ひです。この主権在民の憲法からいつて、絶対に違反だと私は思ひます、今の日本国憲法の精神からいつて。こつちでたつた一言、話は別になりますけれども、これで、私は清瀬さんにお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○西村委員の御質問に対して、清瀬さんは、国家に忠誠であるのは当然だ、だれが国家に忠誠でないなどという人間があるか、こつちう者は間違ひだ、こつちうことを言つた。私はこつちで、決して議論のための議論をするのではないのです。それは日本の過去の政治において、国家主義といふものがいかに民権主義を圧迫して日本を破壊させたか、こつちう事実をわれわれは体験してゐる。その国家万能主義の台頭を非常にわれわれはおそれるわけですよ。こつちで国家に忠誠といふことは、ただ常識的に普通の人がこつちう言ふのは、それはいやくも問ひたつた必要はありませんが、憲法問題の議論のときに、国家に対して忠誠といふ言葉を使うのは、聞き捨てならないのです。こつちうことは、また国家主義を台頭させ、反動的な専制政治を台頭させる原因になると思ひます。大体国家といふものは、一つのメカニズムであつて、国民の道具なんです。むしろ国家が国民に奉仕をすべきものであつて、国民が主人公です。何と使用人の国家に忠誠である必要はない。それを国家に忠誠とか何とかいふことは非常な間違ひで、こつちう考へが、たとへば自由党の原案では、天皇が国家を代表するといふことになるわけですよ。これは大へんな問題であります。それから天皇を元首にするといふこととこれと結びつけることは、大へんな問題になつてきます。これは明治憲法と同じような専制政治に転落する危険性がある。こつちうことを私は心配するものでありまして、あくまでも国家は国民のための道具であつて、国民が国家に忠誠であるといふこつちうことは、絶対に間違ひであります。

たいなものを書いて、それが第一よくないのです。それと同じくまた非常に古典的なおどかしのような大きな文字を使うことも考えものだと思います。私も属しておりました改進黨は元首は要ると考えましたけれども、最後の成案には天皇は元首としてという

の形で国の代表が要るのであります。何か文字は抜いておるのであります。何かから何かこれを考えるべきものじゃないか。そこらの点は委員会でも十分に研究して下さることと信じておるのであります。

○山本委員長 細田君。

○細田委員 まず第一に林さんの言葉の中にちよつと気にかかるものがあつたのですが、憲法ができたのはちよつと米国の管理下にあつたからというよりなことを言われたのですが、管理下にできたから従つてその解釈はゆがめられて解釈していいのだ、それはどういふ情勢下に置かれてもはつきり改正してからそりすべきか、その点をつつ伺つておきたいと考えます。

○林(修)政府委員 私の申しました趣旨はそういうことではございませんで、もちろん先ほど申しましたのは法律のことでございまして、憲法のことではございませんが、法律につきましてでももちろんあるものの条文によつて解釈すべきものと思ひます。しかし先ほど御質問がございまして、内閣法五条に憲法改正の議案ということが出ておらぬじゃないかというお話がございましたので、その一つの理由としてそういう事情を申し上げただけでございします。もちろんしかしその他の議案という言葉の中に入るのだということ

ります。

○細田委員　まず第一に林さんの言葉

の中にちよつと氣にかかるものがあつたのですが、憲法ができたのはちよつと米国の管理下にあつたからというより、なことを言われたのですが、管理下にできたから従つてその解釈はゆがめられて解釈していいのだ、それはどういふ情勢下に置かれてもはつきり改正してからそりすべきか、その点を一つ伺つておきたいと考えます。

旨はそういうことではございません

律のことでございまして、憲法のこと

でももちろんあるものの条文によって

ほど御質問がございまして、内閣法五

おらぬじゃないかというお話がござい

そういう事情を申し上げただけでござ

という言葉の中に入るのだということ

を先ほど申し上げたのでありまして、歪曲して解釈する云々ということではございません。その点は御了承を得たいと思います。

○細田委員 なおあなたの先ほどの御説明の中に、日本の内閣は議院内閣制をとっている、国会と表裏一体だ、だから言いかえれば憲法改正の原案をどつちから出してもいいのだというような結論に持っていかれたのですが、これはあとで伺うこととしまして、議院内閣制であるから国会と内閣というものの混同がある程度までしていいのか、これは厳に戒めなくてはならない。その点を一つ清瀬國務大臣から伺いたい。

○林(修)政府委員 これは国会は立法府でございます。内閣は行政府でございますから、やるべき仕事の範囲は憲法の条章によっておのづから分れておるもの、かように考えます。しかし私が先ほど申し上げましたのは、ただいまの憲法の立て方ではいわゆる議院内閣制で、多数党が内閣を組織するという考え方でございますから、内閣というものが国民の意思から離れてきていくものではない、そういう意味で申し上げたわけでございます。

○細田委員 憲法の七十二条と九十六条でございますが、九十六条は七十二条に対しては特別規定の關係ではないかと思ひますが、その点はどうか。

○林(修)政府委員 これは先ほどから御説明いたしました通りに、九十六条は国会が憲法改正の案をみずからの意思を決定して発議する、国民に対して発議し提案するという手続をきめたものでございまして、その国会がみずからの意思として発議すべき議案をだれ

が国会に提案するかということには、九十六条は直接触れておらない、そういう意味のことを先ほどから繰り返して申し上げたわけでございます。従ひまして、この七十二条はむしろそういう場合の議案の提案権を内閣に認めたものでございまして、九十六条に対して特別法、一般法というようなことになる關係ではなくて、別の關係のもの、かように考えるわけであります。

○細田委員 七十二条は内閣は法律案も議案も提出することができるということであり、九十六条は憲法改正の場合にのみ規定しておるのです。一般法と特別法の關係か、もう一度伺いた

○林(修)政府委員 憲法の九十六条は、先ほどから申し上げました通りに、七十二条を排除して、憲法改正の議案は国会議員のみが国会に出すというところを書いてあるわけではございませんで、先ほどから御説明いたしました通りに、これは国会はみずからの意思として憲法改正の案を国民に提案すべきものとし、この案を決定する手続を書いてあるわけでありまして、その決定の手続に至る前に原案をだれが出すかということについては触れておらない、かように考えるわけでございます。

○細田委員 非常に乱暴な御意見ですが、それではかりに、たとえて申しますならば国会の中に予算編成審議会法というふうなものをこしらえて、大体政府の出すものをほとんど国会でやっ

て今度はこういうふうに出せということをしたならば、これはどういふことになるか。あるいは個々の裁判を、裁判準備法ともいいますか、この殺人事件は死刑が相当である、あるいはまた懲役十五年が相当である、こういうことを下調べして判事に突きつけようじゃないかというところで、国会が裁判の事実上の調査を引き取る、そうするとこれは裁判の言い渡しは裁判官がやるので、ただデータ、材料を提供するだけなんだ、予算の提案は政府がやるので、ただ資料をこしらえるだけなんだというふうなことが、国会の中で、たとえて言うならかりに裁判審議会とか予算編成審議会というふうなものをこしらえたら、これは三権分立の建前からどうなりましようか。

○林(修)政府委員 先ほどから申し上げておりますことは、憲法改正の議案を国会議員のみが出すものか、あるいは内閣にも提案権があるかということでございます。これは憲法のほかの条章から考えて、議院内閣制ということから内閣にも議案の提案権がある、こ

ういう前提から御説明しただけでありまして、その議案の中に法律案も入れば憲法改正の議案も入る、そういう意味で申し上げておるわけでございます。

ただいまおっしゃいましたような裁判の問題とか、あるいは予算の提案問題とかと、少し別の意味でこれは申し上げておるわけでございます。いわゆる国会が審議すべき議案、法律案あるいは憲法改正の議案、あるいは予算というものをだれが国会に出し得るか、これについては、法律案についてたゞ国会議員及び内閣が出し得ること

は、これは一般に認められております。で、そういうものと同じ意味で、憲法改正の議案を国会議員のみならず内閣も出し得る、こういうことで申し上げておるわけでありまして、今おっしゃいました例とは相当方面の違ふことだと思ひます。

○細田委員 かなりあなたの主張は強付会の説だと思ひますが、憲法九十六条は、これは一般法、特別法に關係はないのだ、一般の規定と特別の規定との關係はないのだとあなたは言われるのだが、それは一目瞭然であり、学者もそう言っておる。九十六条は憲法改正について言っているだけなんです。

七十二条はこれは一般の場合、従つて憲法改正については九十六条で、あえて七十二条にかかわらない、これは特別の規定をしているのだということ

は、学者のだれしもが言っていることです。そこでこの問題は国会へ発議提案することは議員であればいいのだというならば、その原案といひますか、発議するものと原案はだれがこしらえてもいいのだということになれば、裁判を言い渡すのは裁判官だから、具体的な刑事事件についてはどうしようという国会が一つ審議して、こいつを裁判官に突きつけようということと同じことではないですか。あるいは予算だつて同じことではないですか。

要するに七十二条は内閣の権限の一般の規定をしてあるのに対して、九十六条は特別の規定なんです。従つて憲法の改正については、先ほど稲村さんが言つた實際はどうだろうが原案を作るようなものである。行政権というべらぼうにでかい権能を持っている人があ

るにきまつております。行政執行の過程において不便だということが原案に盛り込まれるのは当りまえでしょう。そう思ひませんか。あなたは野におられたことがあるかどうか知りません。大学を出ていきなり役人になったからそういうことはわからないかもしれませんが、国民から言う行政権というものはべらぼうにでかい、強いものである。その行政権をあつかうている人があ

いのが、これは一目瞭然であり、学者もそう言っておる。九十六条は憲法改正について言っているだけなんです。七十二条はこれは一般の場合、従つて憲法改正については九十六条で、あえて七十二条にかかわらない、これは特別の規定をしているのだということ

は、学者のだれしもが言っていることです。そこでこの問題は国会へ発議提案することは議員であればいいのだというならば、その原案といひますか、発議するものと原案はだれがこしらえてもいいのだということになれば、裁判を言い渡すのは裁判官だから、具体的な刑事事件についてはどうしようという国会が一つ審議して、こいつを裁判官に突きつけようということと同じことではないですか。あるいは予算だつて同じことではないですか。

要するに七十二条は内閣の権限の一般の規定をしてあるのに対して、九十六条は特別の規定なんです。従つて憲法の改正については、先ほど稲村さんが言つた實際はどうだろうが原案を作るようなものである。行政権というべらぼうにでかい権能を持っている人があ

るにきまつております。行政執行の過程において不便だということが原案に盛り込まれるのは当りまえでしょう。そう思ひませんか。あなたは野におられたことがあるかどうか知りません。大学を出ていきなり役人になったからそういうことはわからないかもしれませんが、国民から言う行政権というものはべらぼうにでかい、強いものである。その行政権をあつかうている人があ

いのが、これは一目瞭然であり、学者もそう言っておる。九十六条は憲法改正について言っているだけなんです。七十二条はこれは一般の場合、従つて憲法改正については九十六条で、あえて七十二条にかかわらない、これは特別の規定をしているのだということ

は、学者のだれしもが言っていることです。そこでこの問題は国会へ発議提案することは議員であればいいのだというならば、その原案といひますか、発議するものと原案はだれがこしらえてもいいのだということになれば、裁判を言い渡すのは裁判官だから、具体的な刑事事件についてはどうしようという国会が一つ審議して、こいつを裁判官に突きつけようということと同じことではないですか。あるいは予算だつて同じことではないですか。

国会議員の専権です。専権だけがその専権を行使する前の原案はいいのだという事になれば、さつき言った裁判所の判決の原案をこしらえるのと同じなのである、予算案の原案をこしらえるのと同じなのである、これはどうお考えになりますか。

○林(修)政府委員 憲法九十六条は、先ほどから申し上げました通りに憲法改正の手続をもちろなきめたものでございませうけれども、これは国会がその憲法改正の原案を国民に向つて発議し、提案するに付いての手続でございませう。その意思決定については、国会議員の三分の二の同意が要するといふこととございませう。これはあくまで国会の権限でございませう。それを内閣がかりに提案をいたしたといひまして、この九十六条の手続を排除するわけにはもちろんいかないものであります。当然に提案したものに付いて、九十六条の手続に従つて国会がそれぞれ議員の三分の二の多数によつて御決議になるわけでありませう。こういうその国会で審議すべき議案、これはもちろん国会議員がお出しになることは当然のこととございませうけれども、日本の憲法の建前から、議院内閣制から申しまして、多数党を基礎とする内閣も議案の提案権がある、こういう建前から御説明しておるわけでありませう。これは裁判所に議員が入られてそこで原案を作るといふのと全然違つたわけでありませう、国会において裁判判決を作るといふことはあり得ないわけでありませう。その議案を国会に出すといふこともあり得ないわけでありませう。そういうものとは全然これは違ふものだと私は思います。

第一類第一号 内閣委員会議録第二十二号 昭和三十一年三月十三日

○細田委員 あり得ないといつても、国会の中で予算編成審議会というものを法律でもつて持つて、内閣にそれを出して、これをこしらへて出すことであるならば、これはどうなりませうか。裁判所だつてどうでしょう。同じくあなたにあり得ないと言ふけれども、何も裁判をやるといふのじやないのです。裁判の材料を提供するといふのです。しかし文字通りそれは強い力になつて裁判を圧迫するのです。内閣の予算提案権を圧迫するのです。あなたは先ほどから三分の二と言ふけれども、反対する野党が三分の一以上あるならば憲法改正は出さな、出ない。言いかえれば三分の二以上の憲法改正の与党があるときに、憲法改正の原案といふものが発議されるのです。完全にこれだつたら多数派独裁です。そういうふうになつていつてしまふ。これは別として、あなたは先ほどから予算の編成や裁判の問題とは違ふと言ふけれども、どういふ点が違ふか、国会の中でどういふ法案を、あるいはまた具体的な事実を、予算を審議するといふ關係において、それは提案者じやない、裁判者じやないといふところが、材料をこしらへるのだといふことになつたら、事実上圧迫するといふ点においては同じだと思ふんだが、その点についてはどうですか。

○林(修)政府委員 これは内閣が法律案を提案し、あるいは憲法改正の議案を提案したとします。これは国会で御審議になる議案を提案するわけでありませう。それは国会議員の方が国会に議案をお出しになるのと同じようなものでありませう、その議案を国会で議決せられるならば、法律案の場合であれば

多数の決議で両院を通過すれば法律になります。憲法改正の議案である場合には、三分の二の多数で国会を通れば、これは国民に対する発議になります。しかし裁判といふのは国会で幾ら御決議になりましても、これは裁判になりませう。これは裁判所そのものがあつても裁判すべきものであつて、議案といふものは国会において御審議すべき材料として、憲法の手続によつて出ておるわけでありませう。それを国会で御決議になれば、法律となり、憲法改正の発議となるわけでありませう。

○細田委員 あなたの御議論は三権分立を全く無視してゐる。先ほどあなた説明の中で、議院内閣制であるから国会と表裏一体になつてゐるから、實際はそこはどつちでもいいという感覚からあなた方は抜け切らない。あなたは先ほどから繰り返してゐる言ひを、おられるけれども、予算の提案権はどのこまでも内閣、憲法によつて内閣、けれどもどういふふうに予算編成審議会なるものをかりにこしらへて押しつけられ、これは文字通り内閣を圧迫する。そういうことをするならば、三権分立の、特に九十六条で現に憲法の改正は議院の専権としてゐたつておる。それを七十二条にひつつかけて、また内閣法二条にひつつかけて、そうしてこれはやはり一般だといふやうなことは、これは稲村さんの言つたやうにまさに三百代言です。あなたのような学者が、これは立場上内閣の代弁をするよりしようがないかもしれないが、これは惜しい。と同時に、こういうことをやつておくと行政権が非常に強くなる。稲村さんが繰り返してゐたやうに、行政権が非常に強くなる。そうして最後に、何かといふとまた戦前の日本を繰り返すやうなことに一歩踏み出していくことになる。あなたは内閣の番頭として、御用学説を振り回すより以外にしようがないかもしれない。しかし明日の日本がそうなつてきて苦勞するのはいふまでもない。法制局は特別の使命を持つておるのだから、ただ内閣の御用学説をもちよるものを持つておればそれでいいといふものじやない。法制局の法律解釈、憲法解釈の上で、もつと權威ある御発表を願いたいといふことを申し上げて終ります。

○飛鳥田委員 閣下。最後に一つ伺つておきますが、今後この提案権の問題は、私たちが何べんも御質問申し上げなければならぬと思ひます。そこできよりのやうなぐるぐるの回りをしないために、一つ法制局長官に國民がこれを発議しといふ発議といふことと、さらに國民に提案といふことと、提案といふことを、大学の法律の教科書に書いてあるやうな形で定義をはつきり聞かしていただきたい。その定義の上に立つて今後さらに御質問申し上げよう、こう思ひます。それを聞かしていただきたい。

それからも一つこれは清瀬さんに伺つておきますが、内閣の憲法改正の提案権といふものを、内閣法五條の法律案、予算案その他といふ言葉で片づけていくのが現内閣の解釈であるか、そしてまたこれは自民党の立場であるか。これは全国の各大学の法律学者の間でも相當議論せられるでしようが、その点明確にしておいていただきたい。私たちは少くとも憲法改正などという重大な事項を、その他などという

言葉で解決していくといふことは信じられないのですが、その点明確にお答えをいただきたい。この二つだけ伺ひます。

○林(修)政府委員 先ほどから申し上げておきますことは、私どものほんとの憲法の解釈として申し上げてゐることとございまして、決して一時のこととで言つてゐるわけではありませう。それから今の飛鳥田委員の御質問に對してお答えいたしますけれども、発議といふのは、先ほどから何回も申し上げました通り、結局憲法改正の案を国会が議決されまして、これを國民投票にかけてきまると、つまり憲法改正は二つの段階があるわけでありませう。憲法を三分の二以上の同意で国会が決議して、それを國民投票に付するものとして決定するといふことを発議といふ言葉が表わしてゐると思ひます。提案は、國民投票にかけられる、そのときに一々具体的な提案といふ言葉を使つて発議案をきめるのか、あるいは憲法上當然国会が憲法改正案を議決すればそれは憲法の規定によつて當然に提案されたことになるのか、この手続についてはお研究の余地がございませうけれども、いずれにいたしましても、この憲法改正の案を國民投票に付すべきものと国会が決定するといふことが発議、それが國民に提案されて國民投票にかけられる、こういうことだと思ひます。

○清瀬國務大臣 ただいま説明の通りでございます。それから御質問ではございませうが、われわれの言ふことを明らかにするために一つ付加しておきたいと思ひます。具体的にこのものを考えます

と、憲法改正の際には、九十六条で三分の二以上の賛成というまでに、国会の一つの手続があると思うのです。

かりに名前をつければ、日本国憲法改正の発議に関する件といったような案が出ようと思います。これがすなわち国会の議案でございます。この国会の議案はむろん国会議員、参議院、衆議

院。今国会法じゃ定足数があります
が、一定の数で発議されると思いま
す。あるいは国会法がそのときは改正
されて定足数を少し大きくすることは
あり得ますけれども、今ではこちらは
二十人、向うは十人というような定
数で議案が出て、その議案に対して
賛成反対があるのです。その議案を出
すことは、七十二条の議案を国会に
提出するといふこの文字に含まれる
と思ひます。

ます。かくのごとくしてもし三分の二の賛成が得られると、その次にどうなるか、今法律はございませんが、きつと国民投票法とでもいふべき法律ができまして——日本国民にこの議案を知らして投票するだけの効力条の法案は

いると思います。その議案のうちには、国民にどう提案するか、あなた方がおしやる通り部分的に提案するか、あるいはまた一括提案をするかとか、議案はどうして国民に知らせるとか、投票は記名か無記名かといったよ

うなそういう法案が出ようと思いが、その法案によつて、それが選挙管理委員会のような政府と別な団体ができて、国民にこれを公示するのがあるいは政府がお世話するのの知りませんが、最後には国民に提案して賛否を求める。その提案を発議するのはすなわち国会の三分の二で発議する、こういう順序にいくものと想像しておるの

でございます。お聞いのことにつきましては、林法制局長官の申しした通りでございます。

○飛鳥田委員　その他という言葉で解
釈をしておられるというところに間違
ありませんか。

○清瀬国務大臣　その通りでござい
ます。

○山本委員長 受田委員。

○**林(修)政府委員** 国会においてそう
うございますか。

ということは申しませんが、私どもが内閣法を立案いたしますときに、そういうことを申していかが悪いかこれは問題でございますけれども、多少そういうことが内部においてあったということを申し上げたのであります。

○受田委員 内部にあったことがこのまま法案の中に現われて、内閣法第五条は当然総理は内閣を代表し、内閣提出の憲法改正案、法律案、予算案その他の議案と出すべきところを引つ込めたい。たよりな形になるのではないか。

○林(修)政府委員　しかし先ほど申し上げました通り、憲法の規定から当然解釈せらるべきものを、内閣法がそれから縮めるといふことは考えられないことでございます。内閣法で書いてありますことは、当然憲法でできますことをその他のものに含めて規定したものの、かように考えておるのでございます。

○受田委員 あなたの、当時の内閣部内においてそういう意見もあつたということ、それが有力な意見であつたこと

いうことになると思うのですが、占領下における法律であるから当然これを改正して、内閣法五条はここに書いてある内閣提出の法律案の上に憲法改正案を持つていく、こういうことをやっ

てこの法律を改正して、しかる後にあなたのおっしゃるような内閣に提案権があるということが筋が通るのじゃないですか。

○林(修)政府委員　そういう法律の改正をするかどうか。立法論としては御

議論のあるところだと思えますけれども、私ども申します通りに解釈として入るといふことは、別にそれによって左右されるものじゃない、かように考えるわけでございます。

○受田委員 憲法改正案を法律案の上

に持っていくのは法律論としては通る
と解釈してよろしゅうございますか。
○林(修政府委員) それは御見解でございまして、そういうことをすればまず
まずすはつきりするということは言え
ると思いますけれども、しかし先ほど

申しました通りに、解釈としては入るものがそれによって入らなかつたり入らなくなつたりするものではない、かように考えておるわけであります。

○受田委員　法律案の上に憲法改正案を持つていけばますますはっきりする

といふあなたの御意見であるならば、当然内閣法第五条は改正をしてしかるべきではないか、いかがですか。

○林(修)政府委員 それは必ずしもその改正をいたさなくても、先ほど申し上げました通りに解釈として当然入るものと、かように考えておるわけであ

ります。改正をすることが立法政策としていいか悪いかという御判断はまた別だと思えますけれども、解釈上今入

るものと考えておれば、しいて今この段階においてやらなくてもいいもの、かように考えております。

○愛田委員　政府提出法案が三つほどあって、それを御説明されるためにず

らりと政府委員がお並び遊ばしてお
りますので、時間の関係もあって非常
にお気の毒ですが、これはきわめて大
事な段階で、先ほど飛鳥田君、稲村
君、細田君からこの事柄を痛烈に追及
されておるにかかわらず、のりくら

りと責任を転嫁されておる。私は最後
にとどめを刺しておきたい。林法制局
長官は内閣法の第五条は法理論の立場
から改正してもいいものだ、その方が
實際は筋が通るとお考えになっておら
れますかどうですか。

○林(修)政府委員 先ほどから申し上げます通りに、改正しても差しつかえないものでございますが、改正しなればならないものとは考えておりません。

○愛田委員 あなたは憲法改正はま

にしないんだからこれへ列記しなかったのだ、もしこれがしばしばあって毎国会でも改正案が出るような場合だったら、法律案、予算案よりウエートが高いのですから、憲法改正案の方を先に持っていくべきだと御答弁に

なつたと思うのですが、きわめてまれにしかないといつてもあり得る場合にはこれに列記して、しかも憲法改正案は基本的な大問題ですから、法律案、予算案よりも先へ掲げべきだと思ふのです。あなたの御議論でいくならば、「その他の議案」などへちよつぱりそれ

を含ませるなどということは、国権を重んずるものとは言えないのであつて、政府の御用学説をお立て遊ばされて

る法制局長官としてはいつも首を覚悟で、清瀨さんたちに対して適当に牽制されるくらいな覚悟で祖国のために国権を重んじ憲法を尊重する意味から、もし内閣の意図が憲法改正案というも

のを当然これに掲げるべきだと思ふならば、まれにある場合でも、あり得ることであれば当然内閣法の第五条を改正して、憲法改正案を法律案の上にとつかりと置いたらどうですか。

○林修政府委員 先ほどから申し上げ

げまゝ通りに、解説上これは当然入るものと考へておるわけでございます。ここに掲げなければならぬものとは思われないわけでございます。これは憲法の解釈から入ってくるということでございますから、ここに書いてある、

書いてないにかかわらず入るといふ建前でございます。従つて立法論として、今おつしやつたような議論が立つことは、私も認めますけれども、解釈上ここへ書かなければそう解釈できないものではない。従つて必ずしも

も改正する必要はない、こう考えておるわけであります。

○受田委員 必ずしも改正する必要がないとすれば、改正した方がいいのであるが、改正しなくても済むという意味であるかどうか。

○林修政府委員 先ほどから申し上げます通り、憲法改正ということは非常に例外なことでございます。めつたに起ることでもございません。従つてここに書くことが立法政策として果ていいかどうかということもこれは検討の余地があるものと考えております。

○愛田委員 検討の余地があるよりな

ものをあなたはその他の議案の中へしまつておいて、しかも内閣に提案権があるのだと自説を固執しておられるわけですが、あらゆる点から考へて、第四十一条の「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」九十六条でも国会が発議する。いろいろところで国会に重点が置かれておるときに、内閣法には憲法改正の規定がないのです。あなたは政府の法制の責任者としてどこから内閣提出権を固執せられるのか、内閣提出権といふのは七十二条にちよつぱり出ておるだけです。これも国会になされる仕事の中へ国会が指名した総理が行政権の責任者として内閣を組織してその内閣が議案を出すといふ、国会よりも非常に軽い意味で、行政権の内閣に提案権が認められておるのです。その軽い意味のところへ憲法改正案といふような国の基本的な法規の改正をこじつけようとされることが不当なもので、どう考へてもあなたの御説であるならば、内閣法第五条で憲法改正案を法律案の上に持つていつて、現在の政府の強引な憲法解釈を内閣法第五条で明確にすべきじゃないか。大体あいまいに物事をしておくからこつて議論が出るので、憲法改正案を法律案の上に持つていけば、これだけ毎日々々引つぱり出されなくても政府の態度がはつきりするじゃないですか。

○林(修)政府委員 私どもの解釈は今まで申し上げておる通りでございます。必ずしもここにあげなくてもその解釈は成り立つ、そういうことを申し上げておるわけでありませう。書いたから成り立つ、書かなければ成り立たないといふものじゃない、かように申し上げておるのであります。

○山本委員 本案に対する質疑は後に譲ります。

○山本委員長 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。倉石國務大臣。

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律

（恩給年額の改定）
第一条 昭和二十三年六月三十日以前に退職し、若しくは死亡した恩給法（大正十二年法律第四十八号）上の公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）以下「法律第五十五号」といふ。）附則第十條第一項に規定する旧軍人並びに恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第八十四号）附則第二項第二号及び第三号に規定する恩給法上の公務員を除く。以下「公務員」といふ。）若しくは公務員に準ずる者（法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人を除く。以下「準公務員」といふ。）又はこれらの者の遺族に給する恩給法に基く普通恩給（以下「普通恩給」といふ。）又は同法に基く扶助料（恩給法第七十五條第一項第一号（これに相当する従前の規定を

含む。）に規定する扶助料以外の扶助料で昭和二十八年七月三十一日以前に給与事由の生じたものを除く。以下「扶助料」といふ。）で、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額が三、四、〇〇〇円以下のものについては、昭和三十一年十月分以降、その年額を、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 前項の規定により年額を改定される扶助料の年額の計算については、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二号）附則第三項の規定により同法による改正前の恩給法別表第四号表又は第五号表の規定を適用する場合においては、これらの表中別表第二の上欄に掲げるものは、同表下欄に掲げるものとする。

3 前二項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。

（改定年額の一部停止）
第二条 前条の規定により年額を改定された普通恩給又は扶助料を受ける者（恩給法に基く増加恩給又は傷病年金と併給される普通恩給を受ける者及び扶助料を受ける者を除く。）については、その者が六十歳に満ちる月までは、改定年額と従前の年額との差額を停止する。この場合において、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているとき

は、そのうちの年長者が六十歳に満ちる月をもつて、その二人が六十歳に満ちる月とみなす。

（昭和三十一年十月一日以降給与事由の生ずる普通恩給についての改定規定の適用）

第三条 昭和二十三年六月三十日以前に退職した公務員又は準公務員に給する普通恩給で、昭和三十一年十月一日以降給与事由の生ずるものについては、同年九月三十日に給与事由の生じたものとみなして、前二条の規定を適用する。この場合において、第一條第一項中「昭和三十一年十月分以降」とあるのは、「普通恩給の給与事由の生じた日の属する月の翌月分以降」とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

別表第一
恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額 仮定俸給年額

別表第二

上 欄

下 欄

別表第二

別表第二

別表第二

別表第二

別表第二

別表第二

別表第二

別表第二

別表第二

別表第二

別表第二

別表第二

別表第二

別表第二

別表第二

別表第二

別表第二

別表第二

別表第二

二六八、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円	三〇一、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一〇、八〇〇円
一一八、二〇〇円ヲ超エ二四九、六〇〇円以下ノモノ	一四四、〇〇〇円ヲ超エ二七九、六〇〇円以下ノモノ
一一四、六〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ	一三八、六〇〇円ヲ超エ一四四、〇〇〇円以下ノモノ
九七、八〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ	一一四、六〇〇円ヲ超エ一三八、六〇〇円以下ノモノ
一一八、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円
九四、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	一〇七、四〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ヲ超エ九四、八〇〇円以下ノモノ	一〇〇、八〇〇円ヲ超エ一〇七、四〇〇円以下ノモノ
八八、八〇〇円ヲ超エ九一、八〇〇円以下ノモノ	九七、八〇〇円ヲ超エ一〇〇、八〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ	八八、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額	一〇〇、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額
七六、八〇〇円ヲ超エ七九、八〇〇円以下ノモノ	八五、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ
七六、八〇〇円以下ノモノ	八五、八〇〇円以下ノモノ

○倉石國務大臣 ただいま議題となり

ました昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案について、その提案理由及び概要を説明申し上げます。

この法律案は、去る第二十二回国会の衆参両院内閣委員会における恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案審議の際の付帯決議の主旨に従い、昭和二十三年六月三十日以前に退職し、もしくは死亡した文官関係の公務員またはその遺族に給される恩給を

増額改定したとするとするものでありまして、内容のおもなる点について申し上げます。次のごとくであります。

第一の点は、恩給の増額改定に関するものであります。昭和二十三年六月三十日以前に退職し、もしくは死亡した公務員またはその遺族の恩給に増額を要望されているものは、文官関係の公務員またはその遺族の普通恩給または扶助料であると思われませんが、これらの恩給の年額は、同年七月新給与制度が実施され、一般公務員の給与

が増額されたのに伴い増額されてから、昭和二十八年まで、公務員の給与支給水準が引き上げられるたびごとに増額改定されて現在に至っているものであります。

ところで、新給与制度実施の際には、各省局長は、十三級職または十四級職に格づけられることになってまいりましたが、かつて旧高等官官等俸給令が施行されていた当時、勤任官たる各省局長としての俸給を受けて退職した者に給されている恩給の年額は、いわゆる一万二千円ベース当時の一般職の職員の俸給表による十三級職三号俸を受けて退職した者に給される恩給と同額に、また、各省局長で年功加俸を受けて退職した者に給されている恩給の年額は、十四級職五号俸、すなわち、十四級職の最高俸の一号下位の俸給を受けて退職した者に給される恩給と同額となっております。昭和二十三年六月三十日以前に退職した各省局長にかかる恩給は、そのまま据え置くこととし、その他の各省局長以上の俸給を受けて退職した者にかかる恩給についても、同様の取扱いをしようとするものであります。

しかしながら、旧判任官俸給令が施行されていた当時、判任官一級俸を受けて退職した者に給されている恩給の年額は、一万二千円ベース当時の各省課長補佐としての下位の俸給であり、かつ、係長としての高位の俸給である九級職三号俸を受けて退職した者に給される恩給と同額となっております。これを改めて、新給与制度実施の際の各省課長補佐としての中位の俸給である十級職二号俸またはこれと同額の係長としての最高位の俸給である九

級職八号俸を受けて退職した者に給される恩給と同程度の額になるように増額することとし、その他の勤任官たる各省局長の俸給に満たない額の俸給を受けて退職した者にかかる恩給についても、その後に退職した者にかかる恩給との権衡を考慮して、右に準じ、その年額の是正を行ふこととし、現行の恩給年額計算の基礎俸給年額三十五万四千円以下のものについて、一万二千円ベース当時の一般職の職員の俸給表の通し号俸一号俸ないし五号俸上位の俸給年額に相当する額と現行額との差額に相当する増額を行い、恩給を増額改定しようとするものであります。

この措置は、本年十月分以降の恩給について、本人の請求を待たずに行うこととしようとするものであります。法律案第一条並びに別表第一及び第二の規定が、これに関するものであります。

第二の点は、増額改定措置の制限に関するものであります。恩給に関する経費は、最近急激に増加し、年額九百億円をこえる巨額に達していますので、国家財政の現状にかんがみ、このたびの増額は、公務傷病者及び遺族たる子が受給者である場合を除いて、六十才以上の受給者の恩給に対してのみ行うこととし、受給者が六十才に達するまでは増額を停止しようとするものであります。法律案第二条が、これに関するものであります。

なお、右のほか、昭和二十三年六月三十日以前に退職した公務員に給する普通恩給で、昭和三十一年十月一日以後に給与事由の生ずるものについて、同日前のものに準じて取り扱うこと、及び、この法律は、公布の日から

施行することを定めようとするものであります。法律案第三条及び付則の規定が、これに関するものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○山本委員長 次に宮内庁法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。根本内閣官房長官

- 宮内庁法の一部を改正する法律案
- 宮内庁法の一部を改正する法律案
- 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
- 第一条の三中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。
- 十二 物品を管理すること。
- 第一条の八第二号を次のように改める。
- 二 調理及び供進に関すること。
- 第二条から第十号までを次のように改める。
- 第二条 宮内庁の長は、宮内庁長官とする。
- 2 宮内庁長官(以下「長官」という。)の任免は、天皇が認証する。
- 3 長官は、宮内庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、皇宮警察の事務につき、警察庁長官に対して所要の措置を求めることができる。

第三条 宮内庁に、宮内庁次長一人及び宮内庁長官秘書官一人を置く。

2 宮内庁次長は、長官を助け、庁務を整理し、各部署の事務を監督する。

3 宮内庁長官秘書官は、長官の命を受け、機密の事務をつかさどる。

第四条 侍従職に、侍従長及び侍従次長一人を置く。

2 侍従長の任免は、天皇が認証する。

3 侍従長は、側近に奉仕し、命を受け、侍従職の事務を掌理する。

4 侍従次長は、命を受け、侍従長を助け、侍従職の事務を整理する。

第五条 東宮職に、東宮大夫を置く。

2 東宮大夫は、命を受け、東宮職の事務を掌理する。

第六条 式部職に、式部官長を置く。

2 式部官長は、命を受け、式部職の事務を掌理する。

第七条 宮内庁に、附屬機関として京都事務所を置く。

2 京都事務所は、京都御所、京都大宮御所、仙洞御所、桂離宮及び修学院離宮並びに皇室用財産のうち長官の定めるものを管理する機関とする。

2 正倉院事務所は、正倉院宝庫及び正倉院宝物を管理する機関とする。

3 正倉院事務所は、奈良市に置く。

第九条 宮内庁に、附屬機関として下總御料牧場を置く。

2 下總御料牧場は、宮内庁の管理する牧畜及びその附帯事業を行う機関とする。

3 下總御料牧場は、成田市に置く。

第十条 京都事務所、正倉院事務所及び下總御料牧場の組織の細目は、長官が定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に東宮大夫又は式部官長の職にある者は、それぞれ宮内庁法による東宮大夫又は式部官長に任命されたものとする。

3 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十号中「及び侍従」を、「東宮大夫、式部官長及び侍従次長」に改める。

4 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十九号中「侍従」を「侍従次長、侍従」に改める。

○根本政府委員 たいだい議題となり、また宮内庁法の一部を改正する法律案につき、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、第一に、内部部局の所掌事務について所要の調整を行うことである。すなわち、従来物品を管理することは管理部の所掌事務でありましたが、これを長官官房に移し、現在、現在長官官房の所掌事務となっており、金銭会計事務との統合をはかりましたこと、また従来の宮内庁法には表示されておりましたが、現在侍従職と管理部に分れておりましたが、調理供進事務を一元化して、これを管理部の所掌事務とすることにより当該事務の能率化、合理化をはかることにしたことであります。

第二に、宮内庁と皇宮警察との事務連携につきましては、従来とも特別の注意を払って参つたのでありますが、今回は、さらにその緊密化を促進し、宮内庁所掌事務の遂行を円滑ならしめる意味におきまして、宮内庁長官は、必要がある場合には、皇宮警察の事務について、警察庁長官に所要の措置を求めることができることにしたことであります。

第三に、宮内庁に置かれております特殊な名称の内部部局の長、すなわち侍従長、東宮大夫及び式部官長の官職名及び権限をこの際明記するとともに、従来内部規程で置かれておりました侍従次長を侍従長の補佐官として掲げることとしたことであります。

第四に、現存する京都事務所、正倉院事務所及び下總御料牧場の責任の所在を明確にするため、これらを宮内庁の附屬機関とすることにいたしましたことであります。

なお、東宮大夫、式部官長及び侍従次長を宮内庁法に明示したことに伴ひ、また、国家公務員法及び特別職の職員の給与に関する法律の一部に所要の改正を加えることにいたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○山本委員長 次に行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題と

し、政府より提案理由の説明を求めます。宇都宮政務次官。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分		定員	備考
総理府	本府	一、六八五人	
	公正取引委員会 国家公安委員会 警察庁 国家消防本部 土地調整委員会 宮内庁 調達庁 行政管理局 北海道開発庁 自治庁 防衛庁 経済企画庁 科学技術庁	七、五九六 一〇五人 一八人 九三三人 三、二七二人 一、五九一人 三、二二二人 二、三九人 一 三六六人 二九三人	うち九八五人は、警察官とする。
法務省	本省	四一、九三三人	うち一〇、四七一人は、検察官の職員とする。
	司法試験管理委員会 公安審査委員会 公安調査庁	一人 一〇人 一、六三七人	
外務省	計	四三、五七〇人	
	本省	一、七四二人	

大蔵省	本省	二〇、九七〇人
	国税庁	五〇、三三四人
計		七二、三〇四人
文部省	本省	六三、〇九三人
	文化財保護委員会	四二四人
計		六三、五一七人
厚生省	本省	四三、五六七人
農林省	本省	二二、二八三人
	食糧庁	二五、四四〇人
	林野庁	二〇、八四九人
	水産庁	一、三七二人
計		七〇、九四四人
通商産業省	本省	一一、一八八人
	特許庁	八三二人
計		一三、一一九人
運輸省	本省	一四、三五二人
	船員労働委員会	五四人
	捕獲審査再審査委員会	五人
	海上保安庁	一〇、七七五人
郵政省	本省	二五、三七〇人
	海難審判庁	一八四人
計		二五、五五四人
労働省	本省	一九、一五三人
	中央労働委員会	八五人
	公共企業体等仲裁委員会	一九人
	公共企業体等調停委員会	一一四人
計		一九、三七一人

建設省	本省	九、九二八人
	首都建設委員会	一人
計		九、九二八人
合	計	六四一、〇二八人

第三系中「前条第一項に掲げる」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律中、附則第五条のうち行政機関職員定員法の一部を改正する法律附則第四項及び附則第七項に係る改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)第二条第一項の規定中「科学技術庁に關する部分は、科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第 号)施行の日から適用する。」(暫定定員)

第二条 新法第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表下欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

警察庁	昭和三十一年九月三十日	一人
調達庁	昭和三十一年五月十五日	一四四人
法務省本省	昭和三十一年九月三十日	一人
大蔵省本省	昭和三十一年六月三十日	四八人
	昭和三十一年九月三十日	二四人
	昭和三十一年十二月三十一日	二三人
厚生省本省	昭和三十一年五月十五日	九三三人
	昭和三十一年五月十五日	五四〇人
農林省本省	昭和三十一年九月三十日	一人
通商産業省本省	昭和三十一年六月三十日	七五人
	昭和三十一年九月三十日	五五人
運輸省本省	昭和三十一年九月三十日	一人
建設省本省	昭和三十一年五月三十一日	六一人
	昭和三十一年六月三十日	四一人
	昭和三十一年七月三十一日	二一人
	昭和三十一年九月三十日	一人

第三条 新法第二条第一項の規定にかかわらず、科学技術庁設置法施行の日の前日までの間の職員の定員は、総理府の本府においては百七十一人、行政管理局においては二人、食糧庁においては二人、林野庁においては三人、水産庁においては二人、特許庁においては十三人、郵政省の本府においては五人を、新法第二条第一項に規定する定員にそれぞれ加えたものとする。

2 前条の規定にかかわらず、科学技術庁設置法施行の日の前日までの間の職員の定員は、厚生省の本府においては三人、農林省の本府においては六人、通商産業省の本府においては五十五人、運輸省の本府においては五人を、前条に規定する定員にそれぞれ加えたものとする。

第四条 新法第二条第一項の規定にかかわらず、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第 号)施行の日の前日までの間の職員の定員は、労働省の本府においては二十人を、新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「五月十五日」を「三月三十一日」に改める。
附則第七項を次のように改める。

7 新法第二条第一項の規定にか
かわらず、厚生省の本省の職員
の定員は、昭和三十一年三月三
十一日までの間は、四万四千五
百三十人とする。

附則第十項中「第四項、第六項
及び第七項の規定により置かれ
る」を削り、同項の表厚生省の項
中「四八三人」を「三九三人」に、
「四五〇人」を「五四〇人」に改め
る。

○宇都宮政府委員 たいま議題とな
りました行政機関職員定員法の一部を
改正する法律案の提案理由について御
説明いたします。

今回提案いたしました行政機関職員
定員法の一部を改正する法律案は、昭
和三十一年度における各行政機関の事
業予定計画に即応して、必要やむを得な
い事務の増加に伴う所要の増員を行
いますとともに、業務の縮小に伴う余剰
定員の縮減を行ひまして、行政機関全
般の定員の適正化をはかろうとするも
のであります。

次に法律案の内容について申し上げ
ますれば、第一に、今回の改正により
まして、第二条第一項の表における各
行政機関職員の定員の合計六十三万六
千三百五十二人に對しまして、五千七
百八十人の増加を行うとともに、千百
四人の縮減を行ひ、差引四千六百七十
六人を増加いたしました。結局合計六
十四万二千二十八人となりました。増
員及び減員の内容につきましては、別
に詳しく御説明いたしますが、そのお
もなものについて申し上げますれば、増
員のおもなものとしたしましては、北
海道開発庁の釧路地域泥炭地開発事業

遂行に伴うもの百人、科学技術庁の新
設に伴うもの二百九十三人、文部省国
立学校の学年進行、学部、学科の増設
等に伴うもの七百八十三人、特許庁の
特許審査事務の増加に伴うもの六十一
人、運輸省の航空交通管制業務の引き
継ぎに伴うもの六十人、南極調査船の
運航に伴うもの七十六人、郵政省の郵
便取扱業務量の増加に伴うもの六百
六十九人、保険料集金事務の増加に伴
うもの二百人、電気通信施設の拡張に
伴うもの千三百七十二人、特定郵便局
における勤務時間に関する仲裁裁定の
実施に伴うもの千六百二十二人等であ
りまして、おおむね現業的業務の増加
に伴う必要やむを得ないものでありま
す。減員のおもなものとしたしまして
は、大蔵省の旧軍用財産の転用に伴う
もの六十二人、郵政省の電話業務の一
部を日本電信電話公社に移管すること
に伴うもの三百六十人、建設省の營繕
関係業務量の減少に伴うもの六十人、
科学技術庁設置に伴う関係各省庁から
の移しかえによる減員二百九人等であ
ります。

第二に、暫定定員につきましては、
総理府本府、警察庁、行政管理庁、法
務省、大蔵省、厚生省、農林省、通商
産業省、運輸省、郵政省、労働省及び
建設省におきまして、事務の縮小、定
員の移しかえ等に若干の時日を必要と
するものがありますので、それらの事
情を考慮の上必要な員数の定員を経過
的に附則で新定員に付加することとい
はしました。

第三に、この改正法律の施行期日に
つきましては原則として四月一日から
施行することとしたしております。た
だ科学技術庁が、その設置法施行の日

から発足いたしますので、それに関す
る部分その他一部の規定につきまし
て、別途規定いたしました。

以上がこの改正法律案の主要な内容
であります。何とぞ慎重御審議の上、
すみやかに御可決あらんことをお願い
いたします。

○山本委員長 以上三案に対する質疑
は後日に譲ります。

明十四日午前十時より開会すること
とし、本日はこれにて散会いたしま
す。

午後零時五十三分散会

内閣委員会議録第十五号中正誤

頁 段 行 誤 正

五 三 五 成文憲法 不文憲法
七 一 三 一 アメリカは大統領がや
る議会政治 アメリカは大統領がや
る政治

昭和三十一年三月十六日印刷

昭和三十一年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局